

マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九十三条及び第百五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令

第一条中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、第九十三条の下に「及び第百五十七条」を加える。

第二条中「は、その施行」を「又はマンション敷地売却事業（同項第九号に規定するマンション敷地売却事業をいう。以下この条において同じ。）を実施する者は、それぞれマンション建替事業の施行又はマンション敷地売却事業の実施」に改め、同条第五号中「、地上権又は賃借権」を「その他の権利」に改める。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条中「及び第七条第一項」を、「第七条第一項及び前条第一項」に、「及び第七条第二項」を「第七条第二項及び前条第二項」に改め、同条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

(分配金取得手続開始の登記)

第九条 法第四十条第一項の規定による分配金取得手続開始の登記の申請をする場合には、法第二百三十三条第一項の公告があつたことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

2 法第四十条第五項の規定による分配金取得手続開始の登記の抹消の申請をする場合には、法第二百三十七条第五項の公告があつたことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

(権利消滅期日後の登記の申請)

第十条 法第五十条第一項の規定によつてする登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するもの全部について、一の申請情報によつてしなければならない。

2 前項の場合において、二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とするには、次に掲げる順序に従つて登記事項に順序を付するものとする。

一 建物の表題登記の申請

二 所有権の保存の登記の申請

三 所有権の移転の登記の申請

四 地上権又は賃借権の移転の登記の申請

五 所有権以外の権利の登記の抹消の申請

六 建物の表題部の変更の登記の申請

七 建物の分割の登記の申請

八 建物の合併の登記の申請

3 第一項の登記の申請をする場合には、不動産登記令第三条各号に掲げる事項のほか、法第五十条第一項の規定により登記の申請をする旨を申請情報の内容とし、かつ、分配金取得計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

4 第一項の登記の申請をする場合において、建物の表題登記の登記事項を申請情報の内容としたときは、不動産登記令別表の二十一の項の規定を準用する。この場合において、同項添付情報欄イ中「規約を廃止した」とあるのは、「規約の効力が失われた」と読み替えるものとする。

5 登記官は、法第五十条第一項の登記をするときは、職権で、分配金取得手続開始の登記を抹消しなければならない。

附則

この政令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

法務大臣 上川 陽子

内閣総理大臣 安倍 晋三

「第七章 マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記の特例」を「第七章 マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記の特例」に改める。
 第十七条中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令」に改める。
 第十八条第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

附 則

この省令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百九十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

○法務省令第三十二号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十四年政令第三百七十九号）第十三条の規定に基づき、不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十二日

法務大臣 上川 陽子

不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令

不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成十七年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記の特例」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記の特例」に改める。